

「13 世紀ノルウェー大司教管区ニダロスと教皇庁—「辺境」における教皇庁とのコミュニケーション、及びその位置付けの変容」

成川岳大 (東京大学大学院人文社会系研究科)

中世「ラテン＝キリスト教世界」中、その北西端に位置するニダロス大司教管区は異彩を放っている。南方はアイリッシュ海のマン島から北は北極圏、そして白海から西方はグリーンランドのノルド (北欧) 人入植地まで及ぶ広がりを一司教管区の版図に含み、スカンディナヴィア半島部、ノルウェー王国に立地する 5 司教座 (トロンハイムもしくはニダロス、ベルゲン、オスロ、スタヴァンゲル、ハーマル)、そして島嶼部に立地する 6 司教座 (フェーロー、アイスランドのスカウルホルト及びホウラル、グリーンランドのガルザル、オークニー、マン島並びにスドー) の間は北大西洋により隔てられていた。本報告は、盛期中世、特に 12 世紀後半から 13 世紀にかけ中央集権化を進めたローマ教皇庁と同管区が取り結んだコミュニケーションの様態の特性を再定義し、そこから管区内での大司教権力の変遷を考察するにあたっての準備的な知見を得ることを試みたものである。

イングランドにおける教令集から、教皇アレクサンデル 3 世がトロンハイム (ニダロス) 大司教エイステインに宛てた返書が見出された 20 世紀半ば以降、北欧内外の研究者は、大司教座昇格間もなくの 12 世紀後半にあつて既に、ニダロス大司教、及び管区内の教会が教皇と直接交渉関係を樹立し、ローマを源泉とする価値規範を受容してきたとみなしてきた。対照的に 13 世紀についてはほとんど教会史分野の研究が蓄積されておらず、教皇庁と大司教、及び現地の教会の関係は 12 世紀の直接的な延長線上で捉えられている。特に問題となるのは、数少ない分析が返書と特権状テキスト文面の解釈に拘泥し、管区内、教皇庁内の他の経路を通じての交渉可能性、及び文書発給のコンテキストが軽視されている点である。これに対し、報告者は、第 4 ラテラノ公会議に体现される、教会の組織化進展の時代たる 13 世紀における変容を軸に据え、諸関係史料のコンテキスト再解釈と提示を行った。

第 1 章で主たる検討対象としたのは、教皇庁よりニダロス大司教管区受取人に宛てられた教皇庁文書の発行パターンである。そこからは、教皇庁の権威は現地教会で認められているものの、司教や修道院が直接交渉して自らの利益を引き出す手段が確立しておらず、大司教が教皇庁の現地における代理人的存在として両者間のコミュニケーション経路に介在し、時にそれを統制して利益を引き出していた、というモデルを導き出すことができる。

教皇インノケンティウス 3 世の介入を招いた国王と大司教の対立が解消されて以降、1247 年までの約半世紀で、管区内の特定の教会人、もしくは教会施設 (修道院等を含む) を受取人とする教皇庁文書 (特権状及び書簡) はわずか 3/4 通しか存在しない。9 割以上が大司教単独、あるいは大司教とその属司教双方に対して発行されている。加えて指摘できるのは、特権状および書簡がコンスタントではなく、特定の年月日に集中して発行されていることである。

13 世紀以降、司教の転任、退任や教会法上問題となる (非嫡出等) 人物の叙階について教皇庁は赦免を授ける独占的な権限を主張するが、1216 年ベルゲン司教に選出されたホーヴァルズに対する赦免は、本人、もしくはベルゲン司教座付属聖堂参事会に加え、大司教が仲介を行う形で申請が行われ、無事交付が認められた。

また、1237 年に発行された 9 通の教皇庁文書 (確認文書含め特権状 3 通、命令状含む書

簡 6 通) は、大司教管区全域の統制を大司教が教皇の權威を借りて行おうとしたほぼ最初の試みとして興味深い。この書簡群は、ノルウェー本土のみならず、大西洋島嶼部各地の属司教区由来の情報を最低 4 件含んでおり、テキスト本文からも明らかなように発行、さらには情報伝達のプロセスそのものに大司教が介在していた。中には、オークニー司教の退任もしくは補助者任命命令のように、現地教会の司教の意向に反し情報が伝えられ、大司教の意向に則った命令を教皇庁が下している事例も見受けられる。

一方、第 2 章では、ニダロス大司教管区から教皇庁との直接交渉、具体的には上訴及び特権授与に成功した例外的存在、ハーマル司教ペーターとニーダーホルム修道院長ビョルンの事例検討を通じ、教皇(庁)がこの時期ニダロス大司教管区について十分な知識を持たず、申請者の持ち込んだ情報に依拠する受身の姿勢に終始していた様相を明らかとした。他方、2 人の事例は、教皇庁と現地教会のつながりが十分に確立していなかった 13 世紀前半にあって、直接交渉に持ち込み、成功した場合には大きな見返りを得られたという逆説的な側面も示している。

特に後者、修道院長ビョルンは、ノルウェー王ホーコン 4 世と大司教シグルの双方を対立国王との政争で裏切り破門宣告を受けた身でありながら、教皇庁に赴き、本来大司教にのみ許された赦免特権、及び国王と教皇の仲介者としての役目を勝ち取ることに成功した。王は、教皇書簡を手土産に持参したビョルンと表面上は快く和解している。当時のニダロス管区にあって、教皇庁との交渉を成功させる能力を持った人材が貴重であったことを伝える一挿話である。

3 章では、教皇庁側から各地の教会に派遣される代理人、具体的には教皇特使、使節、及び受任裁判官 (*judex legatus*) の、ニダロス大司教管区における活動状況を俎上に上げた。

1247 年における枢機卿司教サヴィナのウィレムスの来訪以前、約半世紀にわたりこの種の教皇庁側から派遣される代理人(3 種全て)とニダロス大司教管区の教会は、アイリッシュ海のマン島及びスドーを除き、全くといってよい程交渉を持つ事が無かった。現地側からの上訴の不在、教皇庁側の認識不足ゆえに受任裁判官がノルウェーに対し任命されることはなく、北欧内でも教皇特使がバルト十字軍関連で長期間滞在したバルト海沿岸地域に隣接していない。つまり、13 世紀前半のニダロス大司教管区は教皇庁の政策的関心からもほぼ全面的に外れており、事実上大司教が教会上の案件について管区と教皇庁の間のパイプ役としての地位を独占していた、という構図がさらに強調されることとなる。

しかし、1247 年の枢機卿ウィレムスの来訪を境として、このニダロス大司教管区と教皇庁間の関係図式は大きな方向転換を迎える。1191/2 年より約半世紀ぶりにノルウェー、しいてはニダロス大司教管区の地を踏んだ「教皇庁から派遣の」(“*legatus a latere*”) 特使であるウィレムスは、大司教権力と対立する管区内の教会・修道院にとって、教皇庁の權威の、大司教以外、もうひとつの現地における代理人として立ち現れた。これは、大司教が教皇庁への独占的仲介者としての地位を失ったことを象徴している。

まず、国王ホーコンの招きに応じ派遣されたウィレムスは 1247 年夏に王を戴冠させた後、ベルゲンで開かれた王国/教会集会での布告で教会法に基づく上訴ヒエラルキーを明白な形でノルウェーの聖俗有力者に対し提示した。そこでは、教皇庁に加えて教皇特使が大司教より上位に位置する存在と位置付けられている。また、マシュー＝パリスの記述を信じるならば、前院長ビョルンを失い、大司教の管理下に置かれようとしていたニーダー

ホルム修道院を教皇庁に照会する仲介者としての労を取ったのもウィレムスとされる。

第 4 章では、ウィレムスのノルウェーへの来訪後の 13 世紀後半(1250-60 年代)について、教皇庁と管区とのコミュニケーションに生じた変化とその背景についての仮説立案を試みた。もはや仲介者としての大司教は必須ではなくなり、十分なリソースを有する聖俗有力者はニダロス管区から直接ローマの教皇庁と接触を持つようになった。そこに至って問題となってくるのは、教皇庁で自らの主張を裏付けるものである教会法上の知識と担い手としての学識者、さらには学識者の受け皿としての聖堂参事会(もしくは国王礼拝堂)等の制度的基盤である。

1256 年、ベルゲン司教座聖堂附属参事会に所属する 3 人の参事会員が教皇庁において、現在フェーロー司教であるペーターがベルゲン司教座へと転任する承認を教皇から引き出す交渉を行い、譲歩を引き出すことに成功した。1216 年にホーヴァルズ(1 章参照)に対する赦免の仲介を大司教に依頼してから、40 年後のことである。交渉にあたった 3 人のうち 2 人は「マギステル」称号を保持する、おそらくは外国人であった。

また、1260 年でのハーマル司教の後任をめぐる王ホーコン 4 世と大司教エイナルの対立について、報告者は王側が優位に立つきっかけを作った教皇庁への上訴の示唆が、聖職移管権等高度にテクニカルな教会法議論に基づくものであった可能性を報告者は提示した。

教会法文化のニダロス大司教管区への浸透により、教皇庁とのコンタクトはもはや大司教の独占物ではなくなったのである。

無論、ニダロス大司教、及びニダロス司教座附属聖堂参事会側も、この動向を座して傍観していたわけではない。教皇庁から 13 世紀新たに発行された特権状、及び以前発行された諸特権状の写しの作成行為について、先行研究はその背景を適切に位置付けられず、大司教側の杞憂として片付けた。しかし、本報告での検討を踏まえるならば、この一連の行為は、管区内の教会が教皇庁との直接関係樹立に動くという潮流の変化を受け、大司教側が自らの権力基盤を、より 13 世紀的な教会のあり方、具体的には教会法に則ったものへと適合させる努力の一環として位置付けることができるであろう。

この報告の方向性を引き継ぐものとして、今後の展望として、報告者は、具体的な教会法文化の管区内における浸透を明らかにすべく、管区内のニダロス＝トロンハイムをはじめとした各司教座附属聖堂参事会の制度的・人的構成(プロソポグラフィ)に関する研究の深化、及び教会法(断片含む)の残存写本、及び各参事会所蔵が推定される写本での広まりについてのサーベイを予定している。